

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成30年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	坂下地区	平成30年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	万塚地区	平成30年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東赤坂地区	平成30年3月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	下西荒地区	平成30年3月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	渡池地区	平成30年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上ざこ地区	平成30年2月27日
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大野地区	平成30年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	祇園地区	平成30年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	池尻地区	平成30年3月30日